

兒童手当 認定請求書

水上村長殿

[illegible]

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。 ※印の欄は、記入しないでください。字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。

注意

- 1 ①の欄は、請求者が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。
- 2 ⑥の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を上欄に記入してください。
また、請求者が個人であり、本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に他の市町村（特別区を含みます。以下同様です。）に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 3 ⑦の欄は、請求者が個人である場合のみ12桁の個人番号を記入してください。
- 4 ⑧の欄は、⑥の欄に3歳に満たない児童がいる請求者に限り、請求者の日における公的年金制度の加入の状況について、次により記入してください。
ア 加入している公的年金制度について、「ア」から「ウ」までの欄で記入してください。「ウ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金の名称を記入してください。
イ 「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢被保険者又は高年齢加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高住」と記入してください。
- 5 ⑨の欄は、請求者及び配偶者の前年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得についての市町村民税又は特別区民税の総所得金額、退職所得金額、山林所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得金額及び短期譲渡所得金額（譲渡所得に係る特別控除を受けた場合は、その額を控除した額）並びに先物取引に係る雑所得等の金額、特例適用利子等の額、特例適用配当等の額、条約適用利子等の額並びに条約適用配当等の額の合計額を記入して下さい。
- 6 ②、③、④、⑤、⑧及び⑨の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 7 ③、④、⑤、⑧、⑨及び⑩の欄は、2人以上で児童を養育（監護し、かつ、生計を同じくする）か又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）としている場合に記入してください。「配偶者等」とは、児童を養育をする配偶者、未成年後見人等をいいます。なお、配偶者には、児童を懐胎した当時婚姻した配偶者と同様の事情にあつた者を含みます。
- 8 ⑩の欄は、配偶者等が他の市町村に住所を有する場合に住民票上の住所を上欄に記入してください。また、配偶者等が本年（1月から5月までの月分については、前年をいいます。）1月1日に上欄と異なる市町村に住所を有していた場合は、当該住所を下欄に記入してください。
- 9 ⑪の欄は、⑩の欄に記載する児童のうち、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に達する日以後の最初の3月31日までの間に達する全ての子について、記入してください。
- 10 ⑫の「監護相当の有無」の欄は、監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしている場合には、有を○で囲んでください。これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合には、有を○で囲んでください。例えば同居であつて子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を親が負っている場合、別居であつて親が学費や生活費の一部を仕送りしている場合には、有を○で囲んでください。
- 11 18歳に達する日以後の最初の3月31日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に達する子がある場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 12 ⑬の欄は、請求者が養育をする18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に達する子について、記入してください。
- 13 児童が海外に留学している場合は、⑬の「海外留学をしている場合の出国年月」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 14 ⑬の「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
ア 「同一」は、児童が請求者自身の子である場合で、請求者がその子の生計を維持しているときに○で囲んでください。
イ 「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその子の生計を維持すべき事実を公簿等（マイナバー制度による情報連携を含みます。）によって市町村長（特別区の区長を含みます。以下同様です。）が確認することとができます。このとき、当該書類は省略することとができます。
ウ この請求書には、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類は省略することとができます。
エ 児童が他の市町村に住所を有する場合、その児童が住民票の写し又は住民票記載事項証明書であつて、その児童が世帯主である場合にはその旨、その児童が世帯主でない場合には世帯主との続柄が記載されたもの
イ 児童が海外に留学している場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることとができます。
ウ 児童が同居している場合は、請求者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることとができます。
エ 児童が請求者自身の子である場合、請求者がその児童を明らかにすることとができます。
オ 請求者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることとができます。
カ 児童が請求者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び請求者とその児童との養育関係を明らかにすることとができます。
キ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることとができます。
ク 請求者がいる場合は、本年（1月から5月までの月分については、前々年をいいます。）の所得の額について、市町村長（特別区の区長）の証明書を提出することとができます。
ケ ⑬の欄に3歳に満たない児童がいる請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることとができます。
コ ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合は、「有」の欄に記入することとができます。
サ ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑬の欄に記入することとができます。
シ ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑬の欄に記入することとができます。
日 ⑬の欄の「監護相当の有無」及び「生計費負担の有無」がいずれも「有」の場合に、⑬の欄に記入することとができます。

備考

1. ⑦及び⑩の欄を除き、必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。